

別紙 4

平成 30 年 10 月 23 日付け基発 1023 第 6 号「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の制定等について」
第 2 新旧対照表

○平成 17 年 3 月 18 日付け基発第 0318003 号「石綿障害予防規則の施行について」

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第 3 細部事項</p> <p>2 第 2 章 石綿等を取り扱う業務等に係る措置</p> <p>(1) 第 3 条関係</p> <p>ク 第 1 項の調査については、<u>「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」(平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号) 第 2 条第 2 項の講習を修了した特定建築物石綿含有建材調査者及び建築物石綿含有建材調査者並びに日本アスベスト調査診断協会に登録された者等石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が行うこと。</u></p>	<p>第 2 細部事項</p> <p>2 第 2 章 石綿等を取り扱う業務等に係る措置</p> <p>(1) 第 3 条関係</p> <p>ク 第 1 項の調査については、<u>「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」(平成 25 年 7 月 30 日国土交通省公示第 748 号) により国土交通省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者、石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者、日本アスベスト調査診断協会に登録された者等石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が行うこと。</u></p>

○平成 24 年 5 月 9 日付け基発 0509 第 10 号「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」の制定について」

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第2 細部事項</p> <p>1 事前調査（石綿指針の2）について</p> <p>（2）分析による調査（石綿指針の2-3）について</p> <p>ア 石綿指針の2-1-2の（1）中「石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者」には、<u>「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項の講習を修了した特定建築物石綿含有建材調査者及び建築物石綿含有建材調査者並びに日本アスベスト調査診断協会に登録された者が含まれること。</u></p>	<p>第2 細部事項</p> <p>1 事前調査（石綿指針の2）について</p> <p>（2）分析による調査（石綿指針の2-3）について</p> <p>ア 石綿指針の2-1-2の（1）中「石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者」には、<u>「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成25年7月30日公示）により国土交通省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者、石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者及び日本アスベスト調査診断協会に登録された者が含まれること。</u></p>